土壌汚染対策基金
助成金交付事業
～土壌汚染対策費用の支援について～

土壌汚染対策法に定める指定支援法人、(公財)日本環境協会では「土壌汚染対策基金」を設置し、支援活動の一環として土壌汚染対策への助成金事業を行っています。

土地所有者等※1 が汚染の除去等の措置を行う場合に、都道府県等※2 を通じて助成します。

土壌汚染対策の助成のながれ

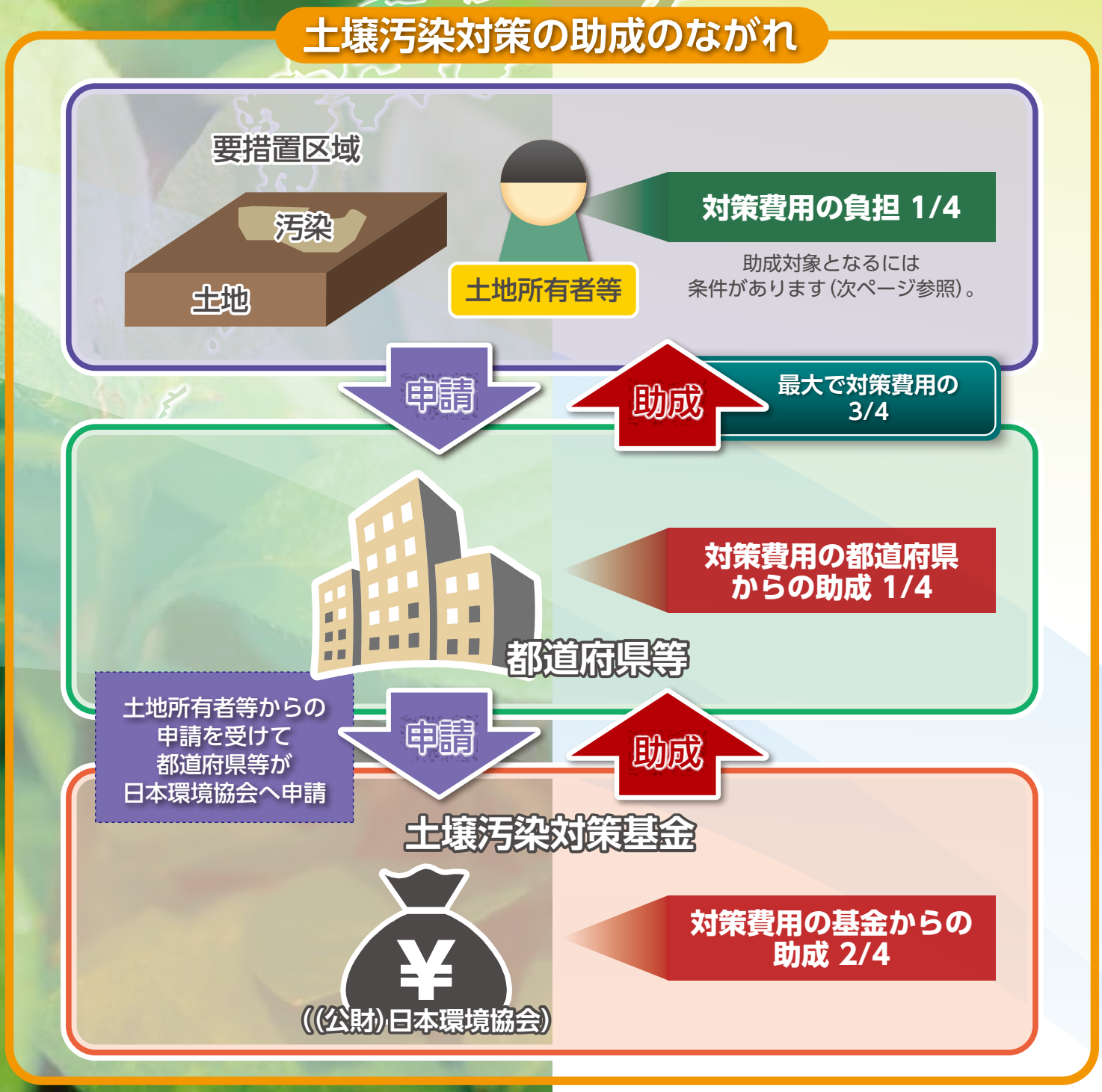

※1 土地所有者、管理者、占有者　※2 都道府県及び土壌汚染対策法で定められている政令市

助成対象となる条件は？

次の３つの条件をすべて満たしていることが必要です。

1 「要措置区域」に指定された（または指定される予定の）土地であること

土壌汚染状況調査で、土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合、「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」に指定されます。助成対象は、その土地が「要措置区域」に指定され、措置の指示が出されていることが必要です。

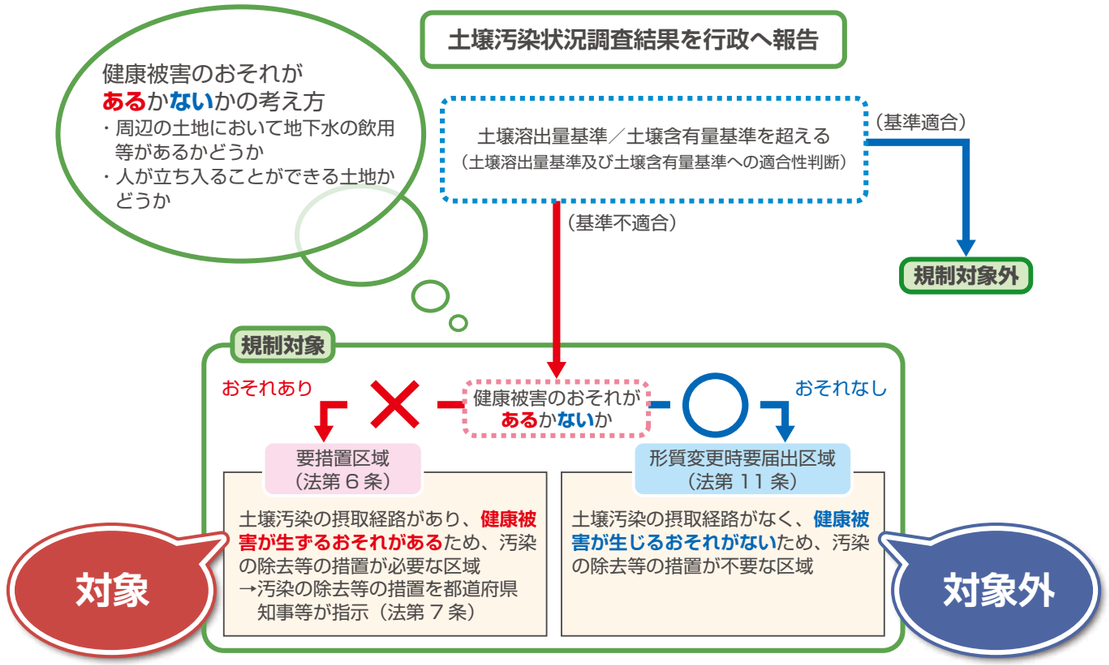

2 「汚染原因者が不明・不存在」であること

助成対象となる要件は、汚染原因者が不明または不存在であることです。
汚染原因者が自ら工事主体となって土壌汚染対策措置を行う場合は助成の対象にはなりません。
これは、汚染原因者に対して助成を行うことは汚染者負担の原則に反すると考えられるためです。
また、汚染原因者である事業会社等が存在する場合も助成の対象とはなりません。

不明：汚染原因者が判明しない場合
不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合

3 「費用負担能力が低い」こと

交付を受けようとする方の助成の条件は、「負担能力に関する基準の告示」（平成16年1月30日 環境省告示4号）によって下記のように定められています。

１．個人（事業を行う個人を除く）の場合

イ　（助成金を受けようとする年の前年の所得の額）＜（２千万円）
ロ　（助成金を受けようとする年の前年の所得の額）＜（対策費用）×2÷3＋（２千万円）
ハ　（助成金を受けようとする年の前年の所得の額）＜（対策費用）×2
※イ～ハのいずれに該当するかで助成できる金額の上限が変わります。

２．事業を行う個人および法人の場合

（助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金の額）＜（３億円）

助成金額はどのくらい？

最大で対策費用の3/4（都道府県等から1/4、基金から1/2）が助成されます。

助成金額は土地所有者等の費用負担能力や都道府県等の助成額に応じて決まります。

例

対策費用が１億円の際の各者の負担額
（最大助成額の場合）

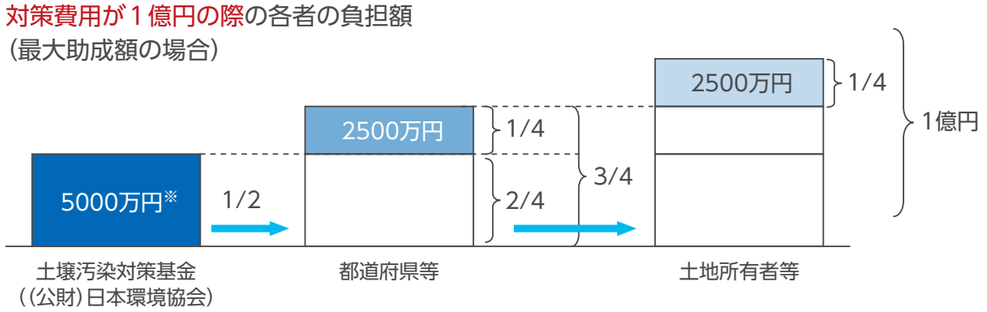

※土壌汚染対策基金の助成金額は、土地所有者等の支払う対策費用の 1/2 または都道府県等助成額の 2/3 のいずれか低い方となります。都道府県等の助成金額は予算状況により変わりますので、実際の申請の際にご相談ください。

◆助成対象となる事業

※措置を実施するために必要な詳細調査も含みます。

どのような手続きが必要？

助成を受けようとする土地所有者等のみなさんは、都道府県等へ申請します。

基金への申請手続は都道府県等が行います。
基金では申請内容の審査を行います。

土地所有者等の申請者が申請書以外に用意する書類は、主に下記のとおりです。

申　請　時

土地に関するもの	閉鎖事項全部証明書、賃貸借契約書写（必要に応じて）
所得に関するもの	前年の確定申告書写または源泉徴収票写（個人の場合） 前事業年度の貸借対照表（法人の場合）
汚染対策に関するもの	土壌汚染状況調査報告書

助成金交付決定後

汚染対策に関するもの	詳細調査結果報告書、対策工事計画書、工事の進捗報告書（必要に応じて）、基金事業完了報告書
精算に関するもの	対策業者との契約書写、見積書写（内訳書を含む） 支払った事業費用の領収書写

※申請等に必要な書式や書類は、都道府県等ごとに制定する要綱などで決められていますので、当該土地のある都道府県等へご相談ください。

助成金についての相談

助成の対象になるかなど、電話・面談による相談をお受けしています。

土地所有者、自治体等、だれでもご利用いただけます。

面談による相談は事前予約制ですので、まずはご連絡ください。
下記ホームページからもお申し込みができます。

公益財団法人 日本環境協会　事業部　土壌環境課

〒103－0002　東京都中央区日本橋馬喰町 1－4－16　馬喰町第一ビル 9F
TEL：03－5643－6262　　FAX：03－5643－6250
ホームページ：http://www.jeas.or.jp/dojo/
E-mail：jea-dojo@japan.email.ne.jp